

第2次射水市環境基本計画の概要

1 計画の基本的事項

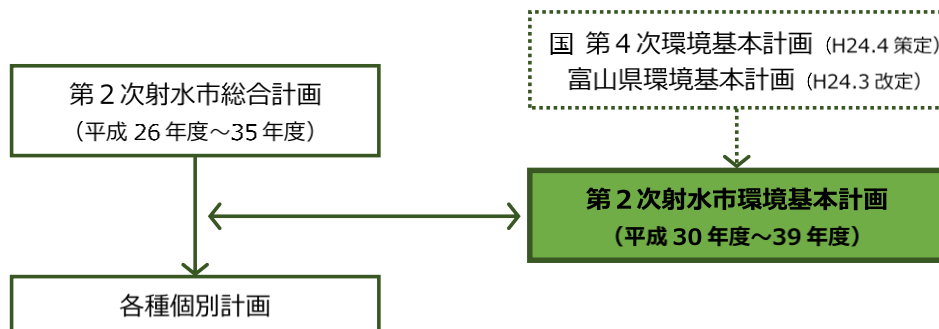
第1節 計画策定の背景

第1次計画の策定から8年が経過し、環境に係る新たな法の施行や計画の策定・改定などがあり、循環型社会実現に向けた取組の強化、世界規模で深刻化しつつある気候変動問題への対応、生物多様性の保全に向けた取組の推進などが求められています。このような中、第1次計画が平成29年度で満了となることから、新たな「第2次射水市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第2節 計画策定の目的

本計画は、世界規模で深刻化する気候変動問題などの環境問題を的確に捉え、環境行政を取り巻く状況の変化や社会経済情勢の変化、市民や事業者のニーズなどに対応した環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。また、市民、事業者、行政が公平な役割分担と協働の下に、環境の保全及び創造に取り組むための指針となるものです。

第3節 計画の位置づけ



第4節 計画の範囲

本計画の対象分野は、身近な環境から地球規模の環境までを総合的に捉えていくものとして、①生活環境、②自然環境、③快適環境、④循環型社会、⑤地球環境、⑥市民協働の6分野とします。

第5節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として2018年度（平成30年度）から2027年度（平成39年度）までの10年間とします。

第6節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、射水市の行政区域全域を基本とします。

ただし、市域を越えて広域的に協力して取り組まなければならない場合には、国・県や関係市町村との密接な連携のもと、施策を講ずることとします。

第7節 計画の実施主体とその役割

本計画の実施主体は、市、事業者、市民及び滞在者とし、各実施主体がそれぞれの立場や役割分担に応じて、環境に配慮した自主的・積極的な取組を進めていくこととします。

2 望ましい環境像と施策の展開

第1節 望ましい環境像

本計画における目標とする環境像については、第1次基本計画の「未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず」を継承することとし、市民一人ひとりの行動により、本市の豊かな自然を守り・育み、未来につなげていくことを目指します。

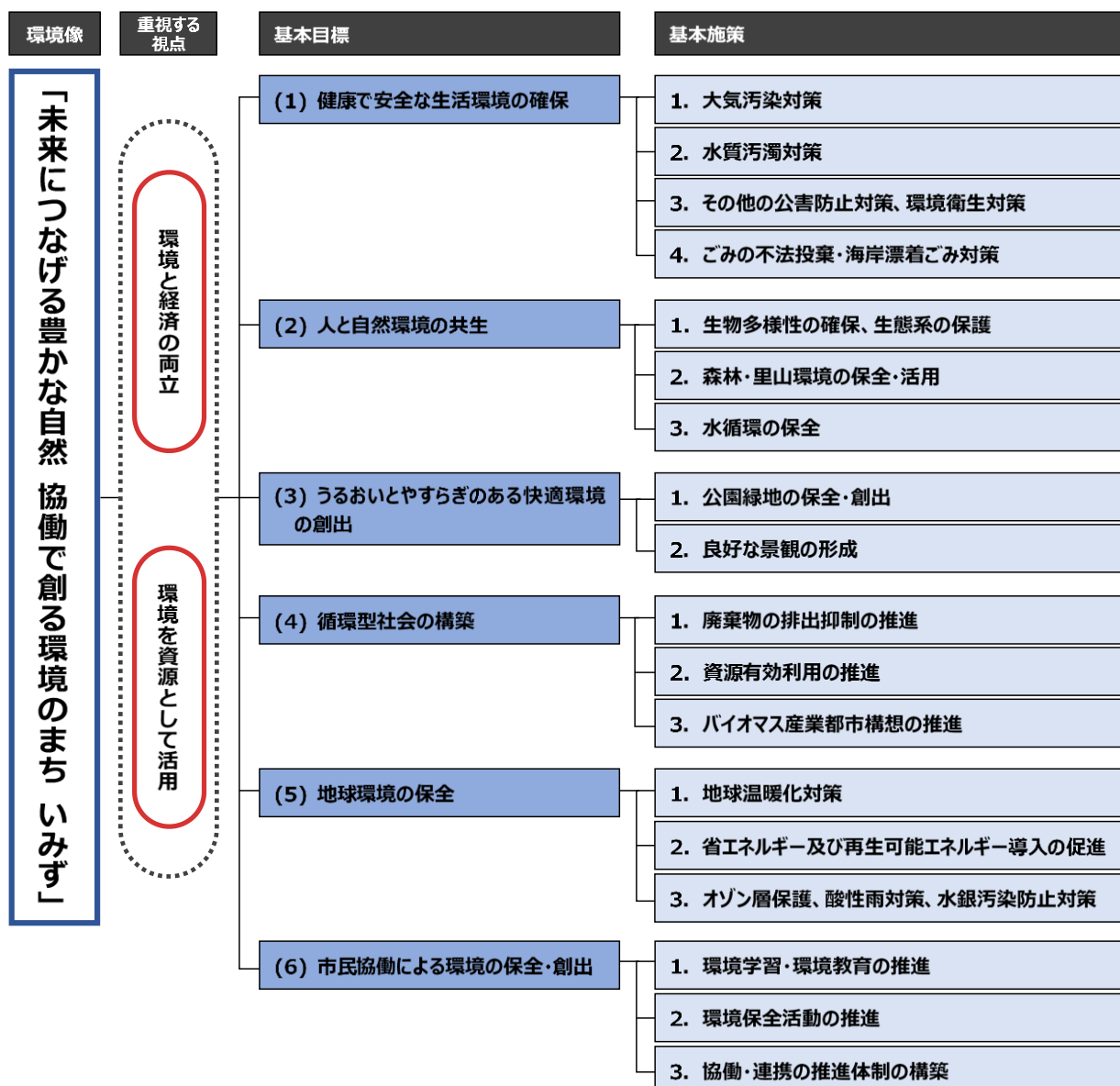
「未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず」

第2節 施策の展開

望ましい環境像の実現を図るため、生活環境、自然環境、快適環境、循環型社会、地球環境、市民協働の6分野に関して基本目標を掲げ、それぞれについて施策を展開していきます。

これからの環境施策の展開にあたっては、豊かな自然や良好な生活空間を保全し、快適な日常生活を維持・創造していくことに加えて、環境の観点から新たな技術の開発や産業の創出が進められ、地域の環境資源・特性を活かした経済成長や活性化に結び付けていくという、「環境と経済の両立」及び「環境を資源として活用」の考え方を重視して施策を展開し、持続可能性の高い社会の実現を目指していきます。

■ 施策体系



4. ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策	
取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の適正処理に関する啓発と監視体制を強化し、ごみの不法投棄の防止を図ります。 ● 海岸漂着ごみの削減に向けて、市民ならびに周辺市町村との連携に基づく取組を推進していきます。
主な取組	①不法投棄の監視体制の強化 ②海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進

(2) 人と自然環境の共生

■ 将来イメージ

- 市内にある貴重な自然を次世代に継承する重要性を、市民のみんなが認識しています。
- 身近な地域における里山などの豊かな自然環境は、良好な状態が保たれ、市民等の憩い・交流の場としての活用も進んでいます。
- 里山環境を適切に守り・活かしていく活動を、地権者のほか住民やNPO等の多様な主体が支えています。
- 都市開発や河川・海岸等の施設整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に十分に配慮しながら進められています。
- 水源涵養、国土・景観保全、生物生息など、森林や農地の多面的機能の発揮にも留意しながら、地域特性を活かした農林漁業の振興が図られています。

■ 進捗管理指標 (注意 ★：第1次計画での指標、◆：総合計画での指標、▲：一般廃棄物計画での指標、*：関連計画での目標値)

指標	基準値 (H28)	目標値 (H39)	備考
①★市民参加による森づくり年間参加者数	839人	1,600人	倍増を目指す。
②里山等での保全・交流団体数	5団体	8団体	金山、櫛田、黒河で1団体増を目指す。
③希少動植物の保全活動数	0件	2件	県指定天然記念物(アシツキ、トミヨ等)に係る保全活動の促進

■ 基本施策と主な取組 (市の取組)

1. 生物多様性の確保、生態系の保護	
取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に生息する野生生物(希少動植物)の保護を図ります。 ● 外来生物の侵入に留意しながら、生物多様性の確保や生態系の保護に努めます。 ● 都市開発においては、経済的効果と環境重要度(動植物の貴重度等)のバランスを考慮しながら、自然との共生・調和に十分に配慮した都市開発に努めます。 ● 暮らしや農作物等に被害をもたらす有害鳥獣の防除・駆除を適切に行います。
主な取組	①希少動植物の保全 ②有害鳥獣対策
2. 森林・里山環境の保全・活用	
取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地や森林の多面的機能の増進を図り、より良好な環境の農地・森林の保全・創出に努めます。 ● 遊休農地や耕作放棄地の有効活用を促進します。 ● 豊かな自然環境を体験し、学べる機会を増やします。
主な取組	①森林の保全 ②農地の保全 ③市民啓発、情報提供
3. 水循環の保全	

取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 県条例に基づき、地下水の適正管理を図ります。 ● 節水や雨水の有効活用等を促進し、地下水の適正利用に努めます。 ● 農地や森林の保全による水源涵養機能の維持を図ります。 ● 湧水等の良好な水資源の保全を図ります。
主な取組	①地下水の適正管理と涵養 ②湧水等の水資源の保全・活用

(3) うるおいとやすらぎのある快適環境の創出

■ 将来イメージ

- 生活の場や人々が訪れる場で、うるおいを感じる緑や水を活かした環境整備や、歴史文化に配慮した街並み整備が進められています。

■ 進捗管理指標 (注意 ★：第1次計画での指標、◆：総合計画での指標、▲：一般廃棄物計画での指標、*：関連計画での目標値)

指標	基準値 (H28)	目標値 (H39)	備考
①身近な公園や歩道、公共施設における花や緑に満足している市民の割合	—	75%	環境フェアで毎年アンケート調査を実施
②◆地域花壇数	259 面 (H27)	262 面*	*総合計画での目標値 (H35)
③◆市民と行政との協働による都市公園管理数	94 箇所 (H27)	99 箇所*	*総合計画での目標値 (H35)
④保存樹木数	2 本 (1 件)	増加	

■ 基本施策と主な取組 (市の取組)

1. 公園緑地の保全・創出	
取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の憩いの場、生物の生息場所、さらに災害時の避難場所となる公園緑地の保全を図ります。 ● 公共施設をはじめ、住宅や事業所などの緑化を促進し、緑豊かなまちづくりを進めます。 ● 市民が集う交流空間として、河川や海岸等の水辺の環境整備を推進します。 ● 自然を身近に感じられる緑豊かなまちづくりに向けて、緑・水辺のネットワーク形成を図ります。
主な取組	①公園緑地の維持管理の充実 ②水辺空間の環境整備 ③緑化の促進 ④公園緑地等のネットワーク化
2. 良好な景観の形成	
取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自然、歴史・文化との調和に配慮した景観づくり (街並み形成) を図ります。 ● 地域の歴史・文化的な財産の価値を再認識し、適切な保護と活用を図ります。
主な取組	①良好な景観の形成 ②歴史・文化の継承

1. 環境学習・環境教育の推進	
取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●環境学習・教育に関する情報の収集と共有を進めます。 ●年齢や生活場面に応じた体系的な環境学習・教育を推進します。 ●環境学習・教育に取り組む個人や団体の活動を支援します。
主な取組	①環境情報の提供、環境教育の場の整備 ②環境教育・講座の推進

2. 環境保全活動の推進	
取組の方針	●市民や事業所による主体的な環境保全活動や美化活動の取組を促進します。
主な取組	①環境美化活動の推進 ②事業者における環境保全に係る取組の促進

3. 協働・連携の推進体制の構築	
取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や事業所による主体的な取組みを支援します。 ●各主体間の協力・連携を促す体制の整備を進めます。 ●環境に係る人材の育成・発掘、活動の育成を図ります。 ●国、県、周辺市町村との協力・連携の体制強化を図ります。
主な取組	①環境人材の育成 ②各種団体との連携・協力の促進

3 計画の推進と進行管理

本計画を確実に実行していくためには、定期的に計画の進捗状況を把握・検証するなど、計画の進行管理が重要となります。環境マネジメントシステムの考え方に基づくPDCAサイクルにより、施策の点検・評価、必要な改善、計画の見直しを図っていきます。

個別の施策や取組については、毎年、進捗状況の把握・検証、改善策の検討を実施していくこととし、施策体系や数値目標を含めた計画全般については、計画期間の中間5年をめぐりに、それまでの個別施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、必要な見直しを図っていくこととします。

施策の実施状況や点検・評価の結果については、本計画の進捗状況として整理を行い、市の広報紙やホームページ等を利用して公表していきます。

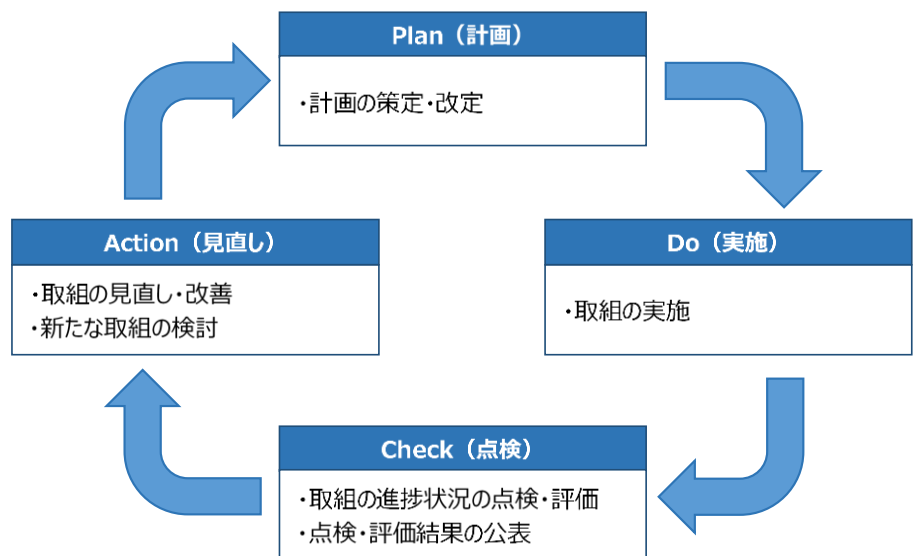


図 進行管理体制図 (PDCA サイクル)